

福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業
(「脱炭素×復興まちづくり」推進加速化事業) 補助金(設備導入事業)

令和 8 年 9 月 1 8 日
 福島県エネルギー課

よくある質問

	質 問	回 答
A. 応募申請について		
1	【交付規程様式第1】交付申請書の申請者(代表者)は誰にすればよいですか。	代表取締役等、代表権を持つ方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても事業実施の代表者として申請することが可能です。
2	県内市町村が代表者として申請する場合、代表者は誰になりますか。	市の場合は市長、町の場合は町長、村の場合は村長が代表者となります。
3	【公募要領様式第2号】実施計画書(詳細)の「事業実施の代表者」と「事業実施の担当者」は誰にすればよいですか。	「事業実施の代表者」は申請書の代表者と同じとしてください。「事業実施の担当者」は補助事業に関わる業務を実際に行い、県と連絡を取り合える方としてください。
4	補助金の交付が申請できる「事業者等」には、どのような事業者が含まれるのでしょうか。	民間企業のほか、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、協同組合等が含まれます。 宗教法人等は対象外となります。
5	福島県外の民間事業者は、申請できないのでしょうか。	県内に事業所等の拠点が無い民間事業者等であっても、県内に自家消費型再エネ設備等を導入し、県内で自家消費する予定の民間事業者等は申請できます。
6	第三者所有モデル(PPA)で導入する再エネ発電設備は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となりません。 本事業における再エネ電力等の自家消費とは、再エネ設備を導入した者が自ら再エネを使うことを指しています。 なお、システムを利用する自己託送も対象となりません。
7	再エネ設備を導入する不動産(土地・建物)は賃借したもので、自己所有ではありません。この場合、申請することはできますか。	申請可能です。 ただし、申請者以外が所有・管理する土地や建物に発電設備等を導入する場合、申請時までに所有者等利害関係者に対し補助事業について説明し、再エネ設備の設置についての許可を取った上で、許可があることを証する書面を提出してください。
8	設備導入事業の申請を検討していますが、計画策定事業を行わないと申請できないのでしょうか。	計画策定事業を行っていることは、設備導入事業を申請するための要件ではありません。
9	1事業者で、複数の事業所において申請することは可能でしょうか。	1事業者が複数の事業所において、事業所毎に申請することを妨げるものではありません。
10	1事業者で複数の申請を行う場合、申請書類は事業所毎に作成する必要がありますか。	事業所毎に申請が必要になります。
11	代理申請は可能ですか。	申請は、申請者自身が行ってください。
B. 共同申請について		
1	共同申請を行う際は、代表事業者は誰にすればよいですか。	代表事業者は、補助事業の実施に関して、全責任を負うことができる者としてください。 具体的には、申請書類を取りまとめていただき、採択された場合には、円滑な事業実施と事業効果達成のために、事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のために進捗管理を行っていただきます。また、県に提出する各種書類(経理書類を含む)の取りまとめ、県による現地調査の窓口等も担当いただきます。

2	共同事業者の経費について補助対象経費として計上できますか。	代表事業者が当該事業実施のために支払った経費のみ対象となります。
3	共同申請とは、どのようなケースで申請をするのでしょうか。	共同申請を行う場合には、検討している実施体制等について事前に相談してください。
C. 申請時の提出書類について		
1	申請書類について、企業パンフレット等業務内容や経理状況の説明書の提出が求められていますが、市町村が申請者の場合は添付が不要ですか。	パンフレット等事業概要は不要です。 経理状況の説明書は、事業年度の当該事業に係る予算措置に関する資料を提出してください。 応募申請段階において、予算措置に関する資料が提出できない場合（補正予算による場合等）は、その旨を明記した説明文書を作成して提出してください。 ※予算確定後、予算資料を提出してください。
2	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページに掲載しています。 パンフレットやホームページに掲載されたものを、提出書類としてもよいですか。	問題ありません。 ホームページの印刷でも可能です。
3	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。写しで構いません。
4	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
5	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表および損益計算書、定款が必要でしょうか。	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表および損益計算書、定款が必要です。
6	申請時に相見積の添付は必要ですか。	申請段階では、相見積は必須ではありません。 採択となった場合は、交付決定がされた後に発注（契約）を行うことになりますが、発注時には3者以上の相見積もしくは入札等、競争原理が働く業者選定を行ってください。
7	C02削減効果等を算出する際、ベースとなるデータの基準年はいつにすればよいですか。	応募申請時点で最新の実績を基準にして作成してください。
8	申請時に提出する電子データ（CD-R または DVD-R に保管）について、ファイル形式の指定はありますか。	指定様式についてはオリジナルの形式のまま、PDF 等への変換をせずに保管してください。 押印が必要な書類については、PDF 形式にして保管してください。 指定様式がないものは、PDF 形式で保管してください。
9	設備導入事業を申請する際に提出する「補助事業全体のシステムフロー図」とは何ですか。	導入する設備の規模や機能等がどのようなもので、導入する施設の中でどのように使われるのか、場合によっては補助対象外の設備も含め、全体像がわかる図を提出してください。これは、1 ページの範囲で説明できる程度としてください。 なお、図の中に補助対象外設備がある場合は、どの設備が補助対象かわかるように図説してください。 追って、蓄電システム、充放電設備等を導入する場合は、再エネの変動調整機能として活用していることが分かるようにしてください。
10	「申請時提出書類一覧 兼 チェックシート」のチェック欄に『市町村チェック欄』がありますが、書類提出前に書類の内容を市町村に確認していただくことなどが必要なのでしょうか。	『市町村チェック欄』については、申請者が市町村である場合にチェックいただくことを想定しています。申請者が民間事業者等の場合は、『民間等チェック欄』に記載してください。
11	登記簿謄本や定款について、発行日付の目安はありますか。	発行期限の定めはありません。ただし、提出時点の事実関係と記載内容に相違ないことを申請者において確認してください（最新のを提出ください）。申請内容と異なる事実が確認された場合、採択が取消されることがあります。
12	耐用年数については、どのように考えればよいでしょうか。	「固定資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、業種等に応じた法定耐用年数を記載ください。
13	太陽光発電設備の設備容量については、発電設備容量	お見込みのとおりです。

	とパワーコンディショナー合計容量の小さい方の数値を使用すれば良いでしょうか。	詳しい考え方につきましては、次の URL をご参照ください。 資源エネルギー庁「太陽光発電設備の発電出力の考え方について」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/120710_sun.pdf
14	押印が必要な書類はありますか？	市町村の構想等に沿った申請であることの確認書（公募要領様式第5号）は、市町村長の押印が必要です。なお、正本については原本の提出が必要ですが、副本は写しで差し支えありません。 申請者の押印が必要な箇所はありません。
16	太陽光発電設備の設置予定建物が新築中です。「事業を行う場所の登記簿謄本」について、代わりに何を提出すべきでしょうか。	当該建物の新築に係る工事契約書の写し、工期日程表（完了予定日のわかるもの）等の書類を提出してください。 当該新築工事が完了しましたら、速やかに当該建物の登記簿謄本を提出してください。 また、資料番号14「事業スケジュール（予定）」に当該建物の新築スケジュールを追記してください。
17	【公募要領様式第3号】経費内訳の「取得予定の財産の内訳」について、機器毎に個別の記載が必要でしょうか。工事費を含め、一式と記載してもよろしいでしょうか。	固定資産台帳に記載する予定の内容にあわせて記載してください。 なお、一式と記載いただいても差し支えありません。
18	【公募要領様式第6号】費用対効果の「②導入費用」について、補助対象経費のみの計上となりますか。補助対象外経費を含む全てになりますか。	申請事業に係る総事業費が対象となりますので、総額（税込）を記載してください。
19	ハード対策事業計算ファイルの「B 再生可能エネルギー発電用」の年間発電電力量の欄について、直流、交流どちらの値を入力すればよろしいでしょうか。	交流の値を入力してください。
D. 補助対象経費について		
1	蓄電池等の付帯設備のみの導入でも補助対象となりますか。	付帯設備のみの導入は補助対象となりません。 自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備等の導入が必要です。
2	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りです。 詳細については、公募要領をご確認ください。
3	補助対象外経費に当てはまるものは、どのようなものがありますか。	補助対象外となる主な経費等は以下のとおりです。 ・不動産の取得費、賃借料 ・中古設備の導入費用 ※ただし、再生産化され一定期間の保証がある場合等（リユースバッテリー等）を除く。 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用 ・工事で発生した残土処理費 ・本補助金への応募・申請手続に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・PR用のサイネージ 消費税も原則対象外となりますが、詳細は本表の「E. No1」を参照してください。
4	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能でしょうか。	交付決定通知書に記載された採択額が、原則、補助金交付額の上限になります。事業費が増額した場合は、県に連絡してください。
5	施工業者への工事代金等の支払いは、現金払いや約束手形で行ってもよいですか。	代金の支払いは、原則として銀行振込等の客観的に支払いが確認できる方法で行ってください。

6	バイオマス熱利用設備について、ペレット代金も補助対象経費として申請ができますか。	設備運転に係る燃料代は、「業務費」にあらず、補助対象外です。
E. 消費税について		
1	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④ 特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤ 地方公共団体の一般会計である補助事業者 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、交付規程様式第12による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告してください。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りではありません。
F. 事業期間について		
1	補助事業の開始日、完了日はどのように考えればよいですか。	補助事業の開始日は、契約書又は注文請書の日付となります。なお、契約及び発注（注文書の日付）は、交付決定日以降としてください。補助事業の完了日は、発電設備等の設置（検収を含みます）、費用の支払い、発電・熱利用の開始の全てが完了した日となります。
2	複数年での申請は可能ですか。	複数年での申請はできません。補助金の交付申請を行った年度の2月末までに補助事業を完了する必要があります。
3	何らかの事情で期間内に事業が完了しないことが見込まれる場合は、どのようにすればよいですか。	補助事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれる場合には、速やかに交付規程様式第8による遅延報告書を提出し、県の指示を受けて下さい。 ※補助金の交付申請を行った年度の2月末までに事業が完了できない場合には、補助金の交付決定が取り消しとなる場合があります。
G. 他の補助金との併用について		
1	他の補助金との併用は可能ですか。	国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受ける場合は、補助対象外となります。
H. 補助事業における発注について		
1	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	契約前の準備行為は可能です。
2	工事業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。	交付決定後に行ってください。
3	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定前に発注等を行った経費については、交付対象とはなりませんので注意してください。
4	公募要領に、業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	競争入札または複数者（3社以上）による見積り合わせを行ってください。
5	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工	別々に発注することが望ましいです。

	事(全額自己負担)も同時に発注することは可能でしょうか。	一緒に発注する場合は、補助対象の工事と対象外の工事の費用が、見積書・発注書・契約書・請求書等の中で明確にわかるようにしてください。
6	自社調達において、一部外注する場合にも競争入札または複数者(3社以上)の相見積は必要でしょうか。	競争入札は必須ではありませんが、複数者(3社以上)の相見積が必要です。
I. 補助事業で導入した財産の処分について		
1	補助事業で取得した財産を、事情により処分する必要になった場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち財産処分の制限対象となる財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の財産です。 これを処分の制限期間内に処分する時は、県に事前申請し承諾を受けなければなりません。財産を処分する必要が生じた場合は、予め県へ相談してください。
J. 市町村の構想等について		
1	福島県内の市町村が定める構想等とは、具体的にどのようなものを指しますか。	計画策定事業または設備導入事業を実施する場所に所在する市町村が作成した又は作成予定の、再生可能エネルギー導入及び利用促進や温室効果ガス排出量削減に関する目標や取組を定めた計画等を指します。 構想等の種類や名称は問いませんが、抽象的な表現にとどまらない、具体的な数値目標の設定があることが必要です。
2	構想等の策定がない市町村において事業実施を予定する民間事業者等は、申請できないのでしょうか。	市町村に構想等がない場合は、当該市町村が令和12年度までに構想等を作成する予定であることの証明を受けることで申請が可能です。
3	「申請者が民間事業者等の場合は、補助対象事業が市町村の構想等に沿った取組であることについて市町村に確認を受けていること」とは、どのような手続が必要になりますか。	事業実施予定地の市役所または町村役場の再生可能エネルギー担当課等に対し、申請事業が市町村の構想等に沿ったものであることを説明し、申請事業について市町村による確認を受けてください。 確認の方法や手段についての指定はありません。
K. 申請者構想等説明書について		
1	民間企業の場合、どのような構想について記載すればよい。	企業における再生可能エネルギーや脱炭素に係る構想について、記載ください。
L. 設備導入事業について		
1	中古品でも補助対象となりますか。	原則、補助対象外です。 ※ただし、再生産化され一定期間の保証がある場合等(リユースバッテリー等)を除きます。
2	現在使用している同一の規格の設備、システムの入替は対象となりますか。	補助対象とはなりません。
3	消防法等で定める消化設備は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
4	官公庁等への届出等に係る経費は、補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
5	EMSを行うためのモニターは補助対象となりますか。	補助対象となります。 ※ただし、PR用のサイネージについては補助対象外となります。
6	売電を行ってもよいのでしょうか。	売電は行わないでください。
7	補助対象設備には、温泉熱を利用したバイナリー発電も含まれるのでしょうか。	バイナリー発電も含まれます。
8	公募要領の表1 補助対象設備一覧の再生可能エネルギーの変動調整機能について、「蓄電システム(据置型及び可搬型)」の記載の中に「再エネの発電電力と比して適切な規模のものに限る」とありますが、その「適切」の範囲はどこまでですか。	自家消費型再エネシステムの電力供給における調整用設備として活用するかどうか(再エネの利用量の拡大に資するかどうか)等を、申請事業毎に審査の中で確認します。

M. 審査等について		
1	審査はどのような方法で行われるのですか。	書面審査又は審査委員に対する説明及び質疑応答のいずれかの方法で行われます。いずれの方法で実施するかは、事務局より連絡します
2	交付決定は、いつ頃になりますか。	11 月末頃を予定しています。
3	公募要領の表 3 において、「蓄電池あり」「蓄電池なし」で CO ₂ 削減量あたりの導入費用の基準値が異なりますが、この「蓄電池あり」に該当するには蓄電池の容量基準があるのでしょうか。それとも容量に関係なく蓄電池導入なら「蓄電池あり」の基準値になるのでしょうか。	蓄電池の補助対象となる「再エネの発電出力と比して適切な規模」の蓄電池を設置する場合、「蓄電池あり」の基準値で評価することになります。なお、適切な規模に当てはまるかについては申請事業毎に審査の中で判断します(参考として本表の「L.No8」を参照ください)。